

第3回環境被害に関する国際フォーラム

セッション1 被害の現状報告

裁判や運動の原動力

佐藤 英樹*

水俣病被害者互助会会員

なぜ今水俣病裁判をしているのか

水俣病被害者互助会の佐藤英樹といいます。私は1954（昭和29）年、熊本県水俣市袋茂道という漁村部落で生まれ育ちました。両親と祖母は、水俣病認定患者です。私は5人兄弟の真ん中で3番目です。私の兄弟3人は、1995（平成7）年の水俣病政治的解決の手帳をもらい、末っ子は特措法で被害者手帳をもらっています。私だけが何も手帳をもらっていないということで、今、2つの裁判をしています。

私がはじめて原田先生に診察してもらったのは1995（平成7）年でした。それまでは、両親や祖母の重篤な症状だけが水俣病だと思っていたんですが、父に勧められて受けました。原田先生からは水俣病だといわれました。この時に1回目の水俣病認定申請をして棄却され、2回目の申請後、仕事が忙しく公的検診に行けずいたところ、熊本県から「検診拒否になる」と言われ、仕事をするので精一杯だったこともあって取下げました。2004（平成16）年に関西訴訟最高裁判決で国や県の責任が明らかとなり、「このままでは納得できない」と思い、2005（平成17）年に3回目の認定申請をしました。2015（平成27）年に棄却され、行政不服審査請求をしています。

私たちは、国家賠償の裁判を2007（平成19）年に提訴し、現在福岡高裁で闘いは続いています。また、熊本地裁では、認定義務付けという裁判を二つ行っています。なぜ、私が裁判をしているかというと、「被害者として、きちんと認めてもらいたい」ということが第一にあります。そして、先ほど水俣病の話があったように、これまで和解した人たちは、「水俣病被害者」であって「患者」として行政に認められていないということです。この行政によって「被害者」とされた人たちは、「水俣病にもみられる症状がある」ということだけは認められたけれども、見舞金手当てのような低額の補償しか受けられず、色んな理由があって和

*1954年熊本県水俣市袋茂道に生まれ育ち、1969年に大阪で和菓子職人として働くも、1974年に熊本県水俣市袋茂道に戻り、実家のみかん農家を継ぐ。1971年に母が水俣病と認定、1973年には父が水俣病と認定される。1979年に結婚。1986年には祖母が水俣病と認定される。2007年に熊本地裁に国・県、チッソを相手に国賠訴訟を提訴。2014年3月に国賠訴訟一審判決で佐藤を含む原告3人は水俣病と認められるも、5人は認められず控訴。2015年10月に水俣病の認定を求める義務付け訴訟を熊本地裁に提訴。2020年3月国賠訴訟福岡高裁判決では原告8人全員の水俣病が退けられ、上告申請をしている。

解するしかなかった人たちです。

しかし、私たちは「水俣病の患者」としてきちんと認めてもらい、チッソ、国、県に対して、謝って償いをしてもらいたい、という思いで裁判を行っています。私たちが今、両方の裁判（国賠、義務づけ訴訟）で原告が8人しかいない裁判ですけれども、やはり私たちと一緒に闘っている仲間は、患者として、きちんと認めてもらって償いをして欲しい、ということで闘っております。「水俣病は公害の原点」だと国や県はいつも言っていますが、国、県が水俣病に対して、発生当時から何の調査もしていないし、どれだけの人が被害にあったかということも全然未だに知ろうとしてない。本当にこの水俣病は公害の原点であるのならば、水俣病の経験を世界に教訓として活かすと言いながら、全然そういう事をしない国や県がどんな経験を活かすのかと私は思っています。公害の原点であるなら、国、県は、本当にどれだけの人が被害にあったか、不知火海で沿岸住民の健康調査をし、「公害水俣病」に対して真摯に向き合ってもらいたい、と思っております。

患者に「寄り添う」本当の意味

裁判の中で被告である国・熊本県・チッソは、私たちのことを何も知らないで、「魚を食べない、報道で親は水俣病を知っていたはずだから子どもに食べさせははずはない」など主張しています。水俣病が発生した当時の漁師や農家の暮らしを何も知らない国・熊本県・チッソの代理人の人たちが想像で私たちの水俣病を否定するために主張しているだけであって、何の根拠もないことを平気で裁判の場で言うてくる状況です。

茂道という部落は山と海に囲まれた本当に狭い土地で、日本語で「もどう」をどう書くかということ、「茂る道」と書きます。字が示すように茂道は、山に囲まれ目の前には海が広がる、ひっそりした部落でした。ここに住む人たちが、水俣病が起こった当時、魚しか食べる物もないのに、魚を食べていないと被告がいうのは、昭和30年代の頃の漁村の事を知らない、知ろうとしない姿勢があると思います。こうした被告の姿勢そのものに大変腹立たしいところもあります。

この裁判をしながらいつも思うのは、国・熊本県知事は、被害者、患者に「寄り添う」と折々に言われていますが、言葉だけ「寄り添う」と言いながら、裁判の場では事実を知ろうとしない姿勢をみせ、本当に患者被害者を救済するつもりがあるのかと感じています。患者に「寄り添う」つもりがあるのならば、国や県も一緒になって認定基準の見直しをやってほしい。

また、裁判で国や県は、親が認定患者であっても、子どもたちが親と同じ量の魚を食べたはずはないとか、食べたとしても水俣病を発症するに至るほどの暴露は受けていないと主張しています。子どもたちは、お腹がすいたら我慢できないんです。大人は我慢できるけど子どもは我慢できない。私たちが子どもの頃、米は貴重でした。当時の子どもたちが、どれだけお腹をすかし、主食のように魚を食べて、目の前の海に魚や貝をとりに行き、貝は毎日茹

でて食べる生活でした。こうした暮らしを本当に何も知らない人たちが今になってそんな主張をする状況です。昭和30年代頃は、茂道にはスーパーやマーケットはなく、部落に1軒か2軒の小さな駄菓子屋さんしかありませんでした。私たちが子どもの頃は、山に生えている山草のワラビやツワを春先に摘み、業者の人に売ったお金でお菓子を買っていました。子どもは小遣いをもらえない時代で、自分たちで山に行って小遣い程度は稼いでいました。そういう時代のことをきちんと把握しない人たちが、今の行政の担当をして、想像で話す、ということがとても悔しいし、我々が子どもの頃の生活を知ってほしいと思います。子どもたちが親と同じ量の魚を食べたはずはないという国、県の主張というのは、私たちが食べたということを最初から信じようとしないうことに腹立たしく感じています。

水俣病患者は他の病気をしたら駄目なのか

それともう一つ。私たちの原告のなかには、いろんな病気とか、肝臓が悪かったり、糖尿病がある人もいます。しかし、今の病気ではありません。小さい頃からの事を知ってほしい。私たちは、小さい頃から、こむら返りとか、めまい、立ち眩みとか、しびれとかあったんです。小さな頃からある症状を、国、県はどういうふうの説明するのか。

今、私たちはしびれが手足だけでなく、特に私は足に熱を持って靴を履くのも嫌だ、足が熱いと言うと、国や県は、アルコール性依存症と言ってくる。私が酒を飲み始めたのは20歳からだし、晩酌をはじめたのも30歳になってからでした。小学生の頃から酒も飲まないのにアルコール性依存症になるわけがない。週に2回の禁酒日を設けて10年になります。もう少し言うと、先ほどの水俣病の被害者、患者は他の病気をしたら駄目なのか、他の病気をしていたらメチル水銀の影響は受けないのか、水俣病にはならないのかということです。やはり患者だって人間だし、風邪もひけば、病気にもなる。裁判の場になると国、県は他の病気からきているものだとか様々な病気をあげて私たちの水俣病を否定してくる。

小さい頃からあった症状は、それまで自分たちと同じ世代の人たちには普通にあるものだったし、重篤なものが水俣病と思っていたから、どういう子どもの頃の症状が水俣病であるかないかというのは分からなかった。いま、我々が自分の子どものことを思う時に、小さな頃からある症状をみて水俣病か、水俣病でないか、という判断は出来ないわけです。裁判で平気な顔をして国、県が私たちの小さな頃からある症状を全く無視して、他の病気があるから水俣病ではないと言うのがとても許せない。しかも、国や県は調査もしない。裁判や行政不服をすると、データがないと言う。データがない、それは自分たちが水俣病発生当時から、何も調査も研究もしてこないからデータがないわけであって。データがないのなら、水俣で研究してこられた水俣病に関して、水銀に関して詳しい医者がいらっしやる。新潟の齋藤恒先生とか、原田正純先生とか、水俣の協立病院の高岡滋先生とか、藤野紘先生とか、そういういろんな人がいるわけです。そういう人たちのデータを基準に出来るわけです。しかし、研究をしてこられた先生方を無視して、国や県は水俣に来たこともない、水俣病患者を

診たこともない、水俣病患者を随分前に診てその後全く現状を知らない人たちの声だけを聞いて、認定基準とか、水俣病に対する差別偏見を行っているというのが、国のやり方だと私は思っています。本当に患者と向き合うという姿勢が全然ないというのが今の政府だし、日本だけではないと思うんですけども、もう少し、現場に向き合う人や被害にあった人たちの声にきちんと耳を傾けてほしいというふうに思っています。



高橋守雄記念ホールで佐藤さんが講演している様子

差別がなくなる原因

私たちの裁判では、昨年、日本神経学会の人たちが環境省の求めに対して、環境省の考えに沿う意見書を出してきました。症状は変動しないとか、チツソが排水停止して発症するまでの潜伏期間は数ヶ月から数年だというもので、私たちの水俣病を完全に否定するためのものでした。何もしない人がまた、国の判断と環境省の人たちの話を鵜呑みにして、日本神経学会は意見を出してきている。しかも、その意見は学会で協議したものではない、一部の意見だと学会内でも議論されている。その意見を出した医者に対して、「本当にあなたたちは水俣病の意見を出せるほど患者たちを診てきた医者か」と私は言いたいし、国のための医者であってはならないし、患者に寄り添うのが医者であって、医者としての根本的なものが欠けていると感じて、こうした医者が学会のトップにいるから公的検診で「これでも分かりませんか」と言って手足の検査をする医者があとをたたないのだと思います。

裁判をしていて、国と県の主張をみるにつけ、1995（平成7）年以降に「被害者」としてきた人を国や県は「ニセ患者扱いしている」と感じるようになりました。というのも、国や県が求める疫学条件（暴露要件）は、あくまでも公健法で「患者」が同居家族にどれだけいるかでしか「水俣病を発症するに至る程度の」暴露があったとは認めようとしません。私た

ちの同居家族に手帳を持っている者が何人いるかでは暴露は認められない。つまり、「被害者」の暴露は認めていないこととなります。国や熊本県が私たちの裁判では暴露を認めていない95年の医療手帳や、2005（平成17）年の特措法で認められた人に対して、行政は「被害者」と一応位置づけるけれども、患者じゃないけどお金をやりますということになります。私たちの裁判で被害者の暴露を否定しているのに、お金を渡すのは、ニセ患者扱いしていることと同じだと思います。

私たち被害者互助会は、水俣病として認めてもらって、チツソ、国、県に謝罪をしてもらいたい。その中で被害にみあった補償を受け取る権利があると思います。私たちは裁判をしているなかで近所の人から「金が欲しいのか」と言われることもあったし、私たちだけでなく、私たちの前に裁判していた人も、認定されると、その地域の人たちが「ああ、あそこは子どもが認定されてまた親ので裁判をしている」とか、「あれはよっぽど金が欲しかとだろね」と言っているのを聞いたこともあります。私が一番知ってるのは、子どもが胎児性的な方だったんですけど、95年に和解で一時金をもらった人に対し、地域の人たちは認定されたと勘違いし、「認定されたのに裁判して金が欲しいのか」と言われた。それを直接聞いた私は、「そうじゃないんだ。子どもは認定されていないし、金が欲しいから裁判してるんじゃない、やはり被害者と認めてもらって国の過ちを正す裁判をやってるんだ」と説明したことがあります。

こういった差別がいまだに無くならないのは、国が過ちを繰り返しているからです。そのためにも国に謝罪してもらうことが大事だと考えています。この過ちをこのまま放っておくと、また同じことが、色んな所で利用されてしまう。特に日本は、福島原発事故で甲状腺問題が出て、国は違うと、すぐ因果関係を持ち出してきてしまう。こちらが疫学で出すと、それは認めないと平気で主張してしまう。被害者に対しきちんと向き合おうとしない国や県をみるにつけ本当に残念でならないですが、私たち被害者互助会は「被害者がいる限り、水俣病は終わらない」という信念でしっかりと闘っていきたいと思います。これからもよろしくをお願いします。

参考文献

- ・佐藤英樹「第8回 私と水俣病」花田昌宣・原田正純編『水俣学講義 第5集』日本評論社、2012年。
- ・佐藤英樹「裁判で闘い続ける」花田昌宣・田尻雅美編『水俣病問題のいま』差別禁止法制定を求める当事者の声9、部落解放・人権研究所、2017年。